

多摩産材認証登録事業者認定申請書

年 月 日

多摩産材認証協議会長 殿

(申請者)

住 所

事業者名

代表者名

㊞

多摩産材認証制度実施要領第9条の規定に基づき、多摩産材認証登録事業者に認定されたく申請します。

記

- 1 登録種別
- 2 電話番号
- 3 FAX 番号
- 4 管理責任者氏名
- 5 既登録事業者(同一業種)の推薦書
- 6 多摩産材取扱い実績
- 7 分別管理の場所とその方法(製材業者)

なお、所有する森林のうち、経営計画(森林施業計画)認定森林であることの確認のため、協議会が森林組合等に照会することに同意します。

多摩産材認証利用事業者認定申請書

年 月 日

多摩産材認証協議会長 殿

(申請者)

住 所

事業者名

代表者名

㊞

多摩産材認証制度実施要領第18条の規定に基づき、多摩産材認証利用事業者に認定されたく申請します。

記

- 1 登録種別 : 利用事業者
- 2 電話番号
- 3 FAX 番号
- 4 管理責任者氏名
- 5 既登録事業者(取引実績あり)の推薦書
- 6 分別管理の場所とその方法^{※1}

※1 分別管理の場所や方法、入荷、在庫、販売等の情報管理などの状況若しくは計画がわかる資料を添付してください。

※2 会社概要(主な取扱商品、販売先、年商、従業員数等)がわかる資料を添付してください。

※3 必要に応じて、追加の資料提出をお願いすることもあります。

誓 約 書

多摩産材認証協議会長 殿

私は、多摩産材認証制度実施要領第6条に基づく「登録事業者の責務」を遵守することを誓約します。

(登録事業者の責務)

第6条

登録事業者は、それぞれの立場で持続可能な林業経営が行われる環境づくりに努めなければならない。

2 利用事業者および消費者との間に生じた諸問題については、当事者間で解決を図らなければならない。

3 第26条に基づき、協議会が行う検査に協力しなければならない。

年 月 日

(申請者)

住 所

事業者名

代表者名

印

誓 約 書

多摩産材認証協議会長 殿

私は、多摩産材認証制度実施要領第15条に基づく「利用事業者の責務」を遵守することを誓約します。

(利用事業者の責務)

第15条

利用事業者は、それぞれの立場で持続可能な林業経営が行われる環境づくりに努めなければならない。

2 登録事業者及び消費者との間に生じた諸問題については、当事者間で解決を図らなければならない。

3 第26条に基づき協議会が行う検査に協力しなければならない。

年 月 日

(申請者)

住 所

事業者名

代表者名

印

多摩産材認証登録事業者認定書

殿

年 月 日付けで申請のあった多摩産材認証登録事業者認定について、多摩産材認証制度実施要領第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり登録事業者として認定したので通知する。

記

- 1 認定年月日
- 2 認定番号
- 3 認定種別

年 月 日

多摩産材認証協議会
会 長

Ⓜ

多摩産材認証利用事業者認定書

殿

年 月 日付で申請のあった多摩産材認証利用事業者認定について、多摩産材認証制度実施要領第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり利用事業者として認定したので通知する。

記

- 1 認定年月日
- 2 認定番号

年 月 日

多摩産材認証協議会
会長

⑩

多摩産材認証登録事業者認定抹消届出書

年 月 日

多摩産材認証協議会長 殿

(申請者)

住 所

事業者名

代表者名

印

多摩産材認証制度実施要領第12条の規定に基づき、多摩産材認証登録事業者認定の抹消を届け出ます。

記

認定番号

認定種別

(抹消の事由)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

多摩産材認証利用事業者認定抹消届出書

年 月 日

多摩産材認証協議会長 殿

(申請者)

住 所

事業者名

代表者名

印

多摩産材認証制度実施要領第21条の規定に基づき、多摩産材認証利用事業者認定の抹消を届出します。

記

認定番号

認定種別

(抹消の事由)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

多摩産材認証登録事業者認定取消通知書

殿

多摩産材認証制度実施要領第15条第2項の規定に基づき、多摩産材認定登録事業者認定の取消しを通知する。

認定番号

認定種別

(取消事由)

.....
.....
.....

年 月 日

多摩産材認証協議会
会 長

Ⓜ

多摩産材認証利用事業者認定取消通知書

殿

多摩産材認証制度実施要領第 22 条第2項の規定に基づき、多摩産材認定利用事業者認定の取消しを通知する。

認定番号

認定種別

(取消事由)

.....
.....
.....

年 月 日

多摩産材認証協議会
会 長

印

多 摩 産 材 認 証 確 認 書 (表)

森林所有者記入	伐採森林の所在地	東京都			
	種 別 ※ 該当する項目を○で囲む	森林経営計画(施業計画) → (主伐 間伐) 公的伐採 → (森林再生 日照権等 公共工事) その他 → ()			
	面積・樹種・材積	面 積	樹 種	材 積	原木市場又は 製材業者が記入
		区域面積 ha	ス ギ	m ³	
間伐の場合 間伐率 %		ヒ ノ キ その他 ()			
森 林 所 有 者	登 録 番 号				
	氏 名	(印)			
協議会記入	協議会の承認	年 月 日		承認印	
		承 認 番 号			
素材生産業者記入	伐 採 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日			
	登 録 番 号	記入年月日	年 月 日		
	素 材 生 産 業 者	事 業 者 名			
代 表 者 名		(印)			
最終受領者記入	登 録 番 号	記入年月日	年 月 日		
	原 木 市 場 又 は 製 材 業 者	事 業 者 名			
代 表 者 名		(印)			

訂正箇所には、必ず訂正印を押印のこと。但し、森林の所在地・種別の訂正は認めない。

問合せ: 多摩産材認証協議会(事務局: 一般社団法人東京都森林協会)

〒190-0181 日の出町大久野7852、Tel.042-597-2881、FAX042-597-1520

多摩産材認証確認書（裏）

利用事業者記入	登録番号		記入年月日		年 月 日			
	入荷	入荷日	年 月 日	製造等	使用量	出荷	出荷日	年 月 日
		種類			種類			
		数量			数量			
利用事業者		事業者名						
		代表者名		⑩				
利用事業者記入	登録番号		記入年月日		年 月 日			
	入荷	入荷日	年 月 日	製造等	使用量	出荷	出荷日	年 月 日
		種類			種類			
		数量			数量			
利用事業者		事業者名						
		代表者名		⑩				
利用事業者記入	登録番号		記入年月日		年 月 日			
	入荷	入荷日	年 月 日	製造等	使用量	出荷	出荷日	年 月 日
		種類			種類			
		数量			数量			
利用事業者		事業者名						
		代表者名		⑩				
利用事業者記入	登録番号		記入年月日		年 月 日			
	入荷	入荷日	年 月 日	製造等	使用量	出荷	出荷日	年 月 日
		種類			種類			
		数量			数量			
利用事業者		事業者名						
		代表者名		⑩				

訂正箇所には、必ず訂正印を押印のこと。但し、森林の所在地・種別の訂正は認めない。

問合せ：多摩産材認証協議会（事務局：一般社団法人東京都森林協会）

〒190-0181 日の出町大久野7852、TEL042-597-2881、FAX042-597-1520

様式第 12 号(第 25 条第 1 項(2)の③関係)

多摩産材認証刻印貸与申請書

年 月 日

多摩産材認証協議会長 殿

(申請者)

住 所

事業者名

代表者名

印

多摩産材認証制度実施要領第16条(2)の③の規定に基づき、多摩産材の認証刻印の貸与を申請します。

登録番号

借受本数

本

多摩産材認証登録事業者認定基準

多摩産材認証制度実施要領第5条に定める登録事業者については、この基準の定めるところによる。

登録事業者の要件

多摩産材認証登録事業者は、次の要件を満たすものとする。

(1)森林所有者

- ①多摩産材認証制度の趣旨を理解し、賛同する者
- ②所有山林から搬出される木材の全部又は一部を多摩産材として供給する者

(2)素材生産業者

- ①多摩産材認証制度の趣旨を理解し、賛同する者
- ②多摩産材認証協議会の行う認証制度に関する説明を受けた者
- ③認証材と他の材の選別が確実にできる者
- ④当面の間、東京都内及び東京近郊に住所(事業所)を有する者

(3)原木市場

- ①多摩産材認証制度の趣旨を理解し、賛同する者
- ②多摩産材認証協議会の行う認証制度に関する説明を受けた者
- ③多摩産材認証制度実施要領の運営が実行できるシステムを備えた市場
- ④当面の間、東京都内に住所(事業所)を有する者

(4)製材業者

- ①多摩産材認証制度の趣旨を理解し、賛同する者
- ②多摩産材認証協議会の行う認証制度に関する説明を受けた者
- ③認証材と他の材の選別が確実にできる者
- ④東京都内及び東京近郊に住所(事業所)を有する者
- ⑤④以外の者で、
 - ア 直近の2年度、多摩木材センターにおける多摩産材の取扱実績が、概ね100 m³以上ある者
 - イ アを満たさないが、多摩産材以外の取扱実績や直近2年度以前の多摩産材の取引実績が顕著と認められる者

(5)第7条(2)の多摩産材の取扱い実績は100 m³以上とする。

附則 この基準は、平成18年2月23日から施行する。

附則 平成21年8月7日一部改訂(4)④追加

附則 平成23年6月13日一部改訂(5)実績値10 m³を100 m³に変更

附則 平成24年12月21日一部改訂(4)⑤追加

附則 平成26年7月18日一部改訂(4)⑤改正

附則 平成30年2月28日一部改訂(5)追加

多摩産材認証利用事業者認定基準

多摩産材認証制度実施要領第14条に定める利用事業者については、この基準の定めるところによる。

利用事業者の要件

多摩産材認証利用事業者は、次の要件を満たすものとする。

- ①多摩産材認証制度の趣旨を理解し、賛同する者
- ②多摩産材認証協議会の行う認証制度に関する説明を受けた者
- ③直接若しくは間接的に多摩産材に係る取引実績若しくは取引予定のある登録事業者(製材業者)からの推薦がある者
- ④多摩産材の入荷、商品等の製造、販売、在庫に関する情報が、検証可能な状態で整理することができる者
- ⑤多摩産材を使用した商品とそれ以外の商品確実に区別し、取り扱うことができる者
- ⑥日本国内に当該商品を製造する工場若しくは販売する店舗を有する者

「多摩産材認証制度」理念

私たち登録事業者及び利用事業者は、多摩産材の認証及び安定供給に努め、多摩地域の森林が、健全かつ持続的に育成できる環境づくりをめざします。

- 1 森林所有者・素材生産業者・原木市場・製材業者・林業関係団体・利用事業者が一致協力して取り組みます
- 2 多摩地域の管理された森林から、産地の明確な木材を供給します
- 3 持続的な森林経営に配慮し、林業・木材産業の活性化に努めます
- 4 森林資源の循環を促進し、森林整備を推進します
- 5 多摩産材を利用する意義を訴え、需要拡大に努めます
- 6 消費者の要望に応え、多摩産材の品質向上に努めます
- 7 登録事業者及び利用事業者の取組事項を遵守し、多摩産材の認証制度の信頼性を高めます

年 月 日

多摩産材認証協議会
会長 殿

認 定 の 業 種 :
事業者認定番号:
事 業 者 名 :
代 表 者 名 : (印)
所 在 地 :

多摩産材認証登録事業者の推薦について

下記の者を、製材業の多摩産材登録事業者として推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

事 業 者 名 :
代 表 者 名 : (印)
所 在 地 :
電 話 :

年 月 日

多摩産材認証協議会
会長 殿

認定の業種： _____

登録事業者認定番号： _____

事業者名： _____

代表者名： _____ (印)

所在地： _____

多摩産材認証利用事業者の推薦について

下記の者を、多摩産材利用事業者として推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

事業者名：

代表者名：

所在地：

電話：

(印)

別紙6(第25条第1項(2)の②関係)

< 刻 印 >



別紙7(第25条第1項(4)の②関係)

< 多摩産材証明印規格 >

多摩産材証明印の規格は次のとおりとする

この材は、多摩産材(東京の木)であることを証明する。

多摩産材認証協議会

認定番号 △△△△

事業者名 ○○○○○○

※証明印の色：朱色

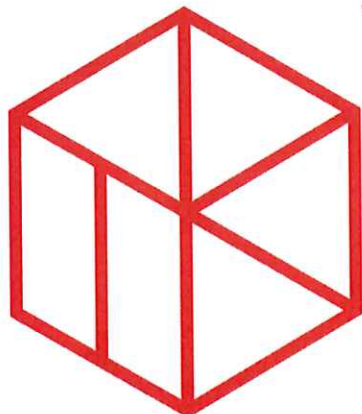
別紙8(第25条第1項(4)の⑤関係)

< 認証シール(マーク) >

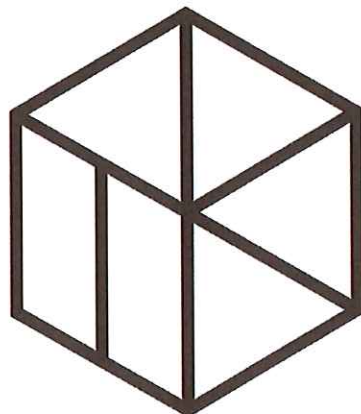


<「とうきょうの木」愛称マーク >

とうきょうの木



とうきょうの木



多摩産材認証制度検査実施内規

多摩産材認証制度実施要領第 26 条に定める検査については、この内規の定めるところによる。

1. 検査員及び検査実施者

検査は協議会が実施し、検査員には多摩産材認証協議会事務局員を充てるほか、協議会が認めた者が行う。

2. 検査対象者

多摩産材認証登録事業者
多摩産材認証利用事業者

3. 検査項目

多摩産材認証制度実施要領に基づく運用状況

4. 検査方法

(1) 現地検査

協議会が、検査対象者に「多摩産材認証制度検査実施通知書」(別記1)を事前に送付

(2) 書類検査

5. 検査結果及び改善指導

(1) 協議会は、検査の結果、適正に運用されていると認められる場合は、その旨を口頭により、検査対象者に伝える。

(2) 協議会は、検査の結果、不適正に運用されていると認められる場合は、その旨を口頭により検査対象者に伝えるとともに、後日、「多摩産材認証制度運用改善通知書」(別記2)の送付により、改善指導を行う。

6. 改善確認

協議会は、前項5(2)による改善指導を行った場合は、30日以内に、改善の有無を確認する。

附則 この内規は、平成18年2月23日から施行する。

附則 この内規は、令和4年3月15日から施行する。

別記1

年 月 日

多摩産材認証制度検査実施通知書

殿

多摩産材認証協議会
会長 ⑩

多摩産材認証制度実施要領第 26 条に基づき、多摩産材認証制度の運用に関わる
検査を実施する。

年 月 日

多摩産材認証制度運用改善通知書

殿

多摩産材認証協議会
会長 ⑩

年 月 日に実施した多摩産材認証制度の運用に関わる検査で、下記のとおり改善点が必要と認められるので、速やかに改善措置を行うよう通知する。

改善項目

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

多摩産材認証制度に関わる認定料等の徴収規程

多摩産材認証制度実施要領第 27 条に定める認定料、更新認定料及びシール販売手数料等については、この規定に定めるところによる。

(認定料等の金額)

第1条

認定料等の金額はつぎのとおりとする。

(1)認定料	登録事業者	30,000円
	ただし森林組合	100,000円
	利用事業者	30,000円
(2)更新認定料	登録事業者	5,000円
	ただし森林組合	10,000円
	利用事業者	5,000円
(3)シール販売手数料	1枚当たり	30円

(認定料等の徴収の対象者)

第2条

認定料及び更新認定料は、当面の間、製材業者、森林組合及び利用事業者から徴収する。

(認定料の徴収の免除)

第3条

認定料を納付した登録事業者が利用事業者を兼ねる場合は、利用事業者としての認定料の徴収は免除する。ただし、更新認定料については、登録事業者と利用事業者のそれぞれの金額の合計を徴収する。

(認定料等の納付)

第4条

- (1)認定料は、認定時に納付する。
- (2)認定更新料は、認定の翌年度から毎年4月に納付する。
ただし、認定の抹消、取消しによる減額は行わない。

(使用料の金額)

第5条

利用事業者が「とうきょうの木」愛称マークの使用に支払う使用料は、令和7年3月 31

日までの間は無料とする。

(使用料の徴収の対象者)

第6条

使用料は、販売を目的とする商品に愛称マークを使用する利用事業者から徴収する。

(使用料等の納付)

第7条

(1)使用料は、使用承認時に納付する。

(2)承認の取消しや製造個数の減少等による返金を行わない。

附則 この規程は、平成 18 年2月 23 日から施行する。

附則 この規程は、平成 19 年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成 20 年 12 月8日から施行する。

附則 この規程は、令和4年3月 15 日から施行する。